

外国人労働者家族向け医療傷害保険制度に関する質問 について

制度を創設した背景及び狙いを教えてください。

回答

現在、少子高齢化が進展し、生産年齢人口が縮小していく中で、県内の多くの企業が労働力不足に直面しております。

また、県は、多様な主体が積極的に社会参画し、集合知を発揮できる共生社会の実現により、常に進化し成長する社会の形成を目指しており、県内に住む外国人の皆様にも、経済や地域社会の担い手として活躍いただきたいと考えています。

このために、外国人労働者の皆様が山梨県で安心して働き暮らせる環境づくりに取り組んでおります。

外国人を雇用している企業や外国人従業員の方々にお伺いしたところ、母国在住の御家族に係る心配が軽減できれば、山梨県で安心して働けるとの声をいただきました。

これを受け、母国在住の家族を医療面から支える保険プラン（山梨県内で働くベトナム人の家族向け保険サービス）を、現地の保険会社と連携して生成することとしました。

県では、本制度を通じて、企業の人材確保につなげていきたいと考えております。

この制度は、ベトナム人従業員が加入できるとのことですが、ベトナム人に限定する理由は何でしょうか。

回答

県内の労働者はベトナム出身者が全体の3割近くと最も多く、またこのような保険商品を生成できる保険会社がベトナムにあったことから、ベトナムにおいて制度を構築しました。他国についても状況に応じて検討します。

この医療傷害保険では、ベトナム人現地家族の医療費が「実質1割の自己負担になる」とありますが、残りの9割は山梨県が税金で負担することになるのでしょうか。

回答

ベトナム在住の御家族が病院に掛かった場合、医療費を全額支払った後、保険会社に申請することで約9割に相当する保険金が支払われるものであり、山梨県がベトナム人家族の医療費を負担することはありません。

その他

上記以外にも本制度への御意見を多数いただきました。事業を進めていく上で参考とさせていただきます。

このページに関するお問い合わせ先

[山梨県多様性社会・人材活躍推進局男女共同参画・外国人活躍推進課](#)

住所：〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

電話番号：055 (223) 1358 ファクス番号：055 (223) 1320

山梨県

法人番号8000020190004

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話番号 055-237-1111 (代表)

Copyright © Yamanashi Prefecture. All Rights Reserved.